

福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて

1. 賃金について

平成 24 年 4 月より処遇改善加算を取得し、基本給・通勤手当・役職手当・特別業務手当・住宅手当・資格手当を適宜改定しております。

2. キャリアパス要件について

キャリアパス制度を導入し、職位・職責の内容及びそれに応じた賃金体系を具体的に定めています。具体的に示すことにより職員の仕事に対する意識、モチベーションの向上を図っています。

3. 職場環境等要件について

- ①働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す職員には、資格取得時の受講料の一部を法人が助成します。資格取得奨励助成事業で要綱を定めています。
- ②子育てと仕事の両立を目指す職員のために育児休業制度を充実させています。
- ③子の看護のための休暇制度によって、小学 3 年生までの子を養育する職員は時間単位での休暇を取得できるようにしました。
- ④産前休暇について、出産予定の 8 週間前から取得が可能です。（法令では産前 6 週間前から取得可能）
- ⑤新たに採用された職員は入職と同時に労働基準法を上回る 13 日の年次有給休暇制度を活用できます。（週 5 日以上勤務する職員は法令では 10 日）

4. 処遇改善加算の配分について

処遇改善加算（平成 22 年 4 月より）

常勤職員の基本給を月額 14,200 円から 27,570 円増額しています。

非常勤職員の時給単価を 50～400 円増額しています。

また、各種手当を創設し支給しています。

非常勤で経験・技能のある職員を準常勤として登用し賃金の改善をしています。

特定処遇改善加算（令和 2 年 4 月より）

スキルや経験のある特定の職員だけでなく、多くの職員の働く意欲や士気を高める為、全職種の常勤職員の基本給を一律に 2 万円増額しています

ベースアップ等加算（令和 4 年 2 月より）

常勤職員の基本給 3,600 円増額しています。

非常勤職員の時給単価を 20 円増額しています。

加算率引き上げ（令和 6 年 2 月より）

常勤職員の基本給 2,000 円増額しています。

非常勤職員等の時給単価を 12 円増額しています。

非常勤職員等の賞与支給対象者を拡大しています。

加算率引き上げ（令和 7 年 4 月より）

常勤職員の基本給 2,000 円増額しています。

資格手当の一部増額、新規手当の創設をしています。

非常勤職員等の時給単価を 50 円増額しています。